

2025 年期（第 15 期）監査報告書

Audit Report 2025

2026 年 2 月 14 日

一般社団法人 g i . j p

(法人番号 6010705001617)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条および本法人の定款第25条に基づき、2025 年期（第 15 期）の事業報告、計算書類（貸借対照表、正味財産計算書、損益計算書）、これらの附属明細書、事業計画、収支予算、理事ならびに代表理事の職務執行について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

明石 和也

1、監査方法

理事会その他の重要な会議に出席するとともに、理事会が電磁的方法による承認決議や情報共有に利用しているグループウェアならびにチャットグループに理事と同等の閲覧・利用権限をもって参加し、理事間の協議・審議や支部と本部とのやりとりを把握し、随時必要な説明を求めました。出席できなかった理事会については、録画又は議事録により内容を確認し、必要に応じて説明を求め、適切性を確認しました。職務の執行状況等についても同様の手段を用いて定期的に報告を受けました。会計帳簿、会計書類、その他の重要な文書を閲覧し、顧問税理士とのやりとりやその見解については代表に報告と説明を求めました。

2、監査結果

（1）事業報告について

2025 年期には、本法定款第3条にある事業目的に沿って実施されています。今期、交流会の開催回数及び延べ参加人数が増加しました。交流会を開催できていない支部を理事等で支援し、開催につなげていく必要があると考えます。

2025 年期に行った活動内容は、性同一性障害、性別違和、性別不平等、性自認と身体的性別とが不一致の状態であることに悩む人々やその理解者などを支え励まし得るような、公益性の高さを持ち合わせていたことを認めます。支部体制の弱体化の懸念は長年の課題であり、引き続き後継者育成と人材発掘に努めるべきと考えます。当事者の居場所を持続的に保っていくための具体的対策を審議し、実行していただきます。

2026 年 3 月 15 日開催の定時会員総会議案書に報告事項として記載されている『2025 年期事業報告』は、法令及び定款に従って、当法人の状況を正しく表示していることを認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書について

『2025 年 期 (第 15 期) 決算報告書』にあるように、2025 年 期にかかわる計算書類及びその附属明細書は、顧問税理士からの指導助言に基づいて作成されており、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していることを認めます。

(3) 代表理事ならびに理事の職務執行について

平成 30 年から毎年、定時会員総会は正常に行われ、決算資料についても承認決議を得ています。2025 年 期中の理事会は、ビデオ会議を用いるなどの工夫により、概ね月 1 回の開催が行われました。継続を求めます。

なお、監査報告において不正な行為または定款もしくは法令に違反すると指摘すべき事柄はありません。理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(4) 代表の法人ならびに理事会運営における独裁的権限および決定の有無について

代表が理事会の審議を経ずに法人の意志決定を行った事実は確認されていません。グループウェアの活用、ビデオ会議を利用した理事会の確実な定期開催など、代表の独裁を発生させない監視体制と意志決定プロセスが整備されていることを指摘します。法人ならびに理事会運営において、代表による特権的行為および独裁はないと認めます。

(5) 理事会決議について

当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況について指摘すべき事項はありません。

以下余白